

(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則

制 定 平成 31. 4. 1 規程 620

最近改正 令和 3. 8. 31 規程 246

第 1 章 総則

(趣旨等)

第 1 条 この規則は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 89 条の規定により、公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）に勤務する教職員の就業に関して必要な事項を定めるものとする。

2 この規則に定めのない事項については、労基法その他の法令の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において「教職員」とは、本法人に雇用される者（(旧) 大阪市立大学医学部附属病院職員就業規則の適用を受ける者を除く。）で、第 11 条の 2 の規定による派遣職員等を含み、次条第 3 項各号に掲げる者を除いたものをいう。

2 この規則において「教員」とは、教職員のうち、教授、准教授、講師及び助教をいう。

3 この規則において「職員」とは、教職員のうち、教員以外の者をいう。

(適用範囲等)

第 3 条 この規則は、本法人の教職員に適用する。

2 教員の人事に関する事項について、この規則に定めるほか、必要な事項については、公立大学法人大阪教員の人事に関する規程で定める。

3 次に掲げる者の就業に関する事項については、別に定める。

(1) 特定職員（雇用期間の定めがなく、勤務場所及び職務内容が教職員と比して一定の範囲内に限定される者）

(2) 特定有期雇用教職員（雇用期間の定めがあり、常時勤務する者（第 4 条第 2 項に基づき任期を付して採用される教職員を除く。）又は雇用期間の定めのある契約から雇用期間の定めのある契約における労働条件（雇用期間に係る部分を除く。）を引き継ぐことを原則として雇用期間の定めのない契約に転換した者で、常時勤務する者）

(3) 短時間勤務教職員（雇用期間の定めがある者又は雇用期間の定めのある契約から雇用期間の定めのない契約に転換した者で、所定勤務時間が常時勤務する者より短い者（第 4 号及び第 5 号に掲げる者を除く。））

(4) 再雇用教職員（第 27 条に基づき再雇用される者（第 2 号に該当する者を除く。））

(5) 臨時雇用職員（雇用期間が 2 月以内の者で、所定勤務時間が常時勤務する者より短い者）

第 2 章 人事

第1節 採用

(採用)

第4条 教職員の採用は、競争試験又は選考によるものとする。

2 前項の採用にあたっては、任期を付す場合がある。

(任期付職員の採用)

第5条 本法人の業務運営上特に必要と認められる場合は、前条第2項の規定に基づき、職員に任期を付して採用することができる。

2 前項の任期は3年以内とする。ただし、業務運営上特に必要と認められる場合は、1回に限り再任することができるものとし、再任の場合の任期は2年以内とする。

(任期付教員の採用)

第6条 第4条第2項の規定に基づき、教員に任期を付して採用する場合は、大学の教員の任期等に関する法律（平成9年法律第82号）の定めによるものとする。

(赴任)

第7条 教職員が採用された場合は、ただちに赴任しなければならない。

(教職員の配置)

第8条 教職員の配置は、本法人の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して行う。

(労働条件の明示)

第9条 教職員の採用に際しては、採用をしようとする教職員に対し、次の事項を記載した文書を交付し、その他の労働条件については口頭又は文書で明示する。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (4) 給与に関する事項
- (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(試用期間)

第10条 教職員として採用された日から6月間は、試用期間とする。ただし、特に認めるときは、試用期間を短縮し、又は設けないことがある。

2 本法人は、試用期間中の教職員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、6月以内の期限を限って試用期間を延長することができる。

- (1) 試用期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合
- (2) 本採用となるための能力の実証が十分でない認められる場合

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

(提出書類)

第11条 教職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類をすみやかに提出しなければならない。

- (1) 履歴書
 - (2) 卒業証明書
 - (3) 資格に関する証明書
 - (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 16 条及び関係法令が定める本人確認の措置に必要となる書類
 - (5) その他本法人において必要と認める書類
- 2 前項の提出書類の記載事項に変更を生じたときは、教職員は、その都度すみやかに、変更事項を届け出なければならない。

第 1 節の 2 派遣職員等の受入

（派遣職員等の受入）

- 第 11 条の 2 本法人の業務運営上特に必要と認められる場合は、国、地方公共団体又は他の法人（以下「他法人等」という。）の職員である者を、その身分を保有させたまま、本法人の教職員として本法人の業務に専ら従事させること（以下「在籍派遣等」という。）がある。
- 2 前項の規定により教職員となった者の就業の取扱については、（旧）公立大学法人大阪市立大学の派遣職員等の就業に関する規程に定める事項については、同規程の定めるところによる。

第 2 節 評価

（勤務評定）

- 第 12 条 本法人は、教職員の勤務成績について、評定を実施する。

第 3 節 昇任及び降任

（昇任）

- 第 13 条 教職員の昇任は、総合的な能力の評価により行う。

（降任）

- 第 14 条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任することができる。
- (1) 勤務成績が不良の場合
 - (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) その他職務に必要な適格性を欠く場合

第 4 節 配置転換等

（配置転換）

- 第 15 条 教職員に対し、業務上の必要に基づき、就業の場所又は従事する業務の変更（以下「配置転換」という。）を命ずることがある。

2 配置転換を命じられた教職員は、正当な理由がないときは、これを拒否することができない。

(在籍出向)

第 16 条 本法人は、業務上の必要に基づき、教職員に対し、在籍出向を命ずることがある。

2 前項の在籍出向とは、本法人と他法人等の中で締結される出向協定に基づいて、教職員が、本法人の教職員の身分を有したままで当該他法人等としての業務に従事することをいう。

(転籍出向)

第 17 条 本法人は、業務上の必要に基づき、教職員の同意を得たうえで、転籍出向を命じることがある。

2 前項の転籍出向とは、本法人と他法人等の中で締結される転籍出向協定に基づいて、教職員が、本法人の要請に応じて本法人に復帰することを前提として退職し、当該他法人等の役職員としての業務に従事することをいう。

(クロスアポイントメント制度による出向)

第 17 条の 2 本法人は、業務上の必要に基づき、教職員に対し、クロスアポイントメント制度による出向を命ずることがある。

2 前項のクロスアポイントメント制度による出向とは、本法人以外の機関（以下「他機関」という。）との協定に基づき、本法人の教職員及び他機関の職員等の双方の身分を有しながら本法人及び他機関の業務（第 40 条に規定する兼業によるものを除く。）に従事することをいう。

(出向の取扱)

第 18 条 第 16 条及び第 17 条の規定により在籍出向又は転籍出向を命じられた教職員の取扱いについては、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員出向規程の定めるところによる。

2 前条の規定によりクロスアポイントメント制度による出向を命じられた教職員の取扱いについては、(旧) 公立大学法人大阪市立大学クロスアポイントメント制度に関する規程（以下「クロスアポイントメント規程」という。）の定めるところによる。

第 5 節 休職及び復職

(休職)

第 19 条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを休職にすることができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合
- (3) 学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設（外国のこれらの施設を含む。）において、その教職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合
- (4) 水難、火災、その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

- (5) 本法人の教職員として在籍のまま出向を命じられた場合
 - (6) 教職員が労働組合の業務に専ら従事する場合
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められる場合
- 2 試用期間中の教職員については、前項の規定を適用しない。

(休職の期間)

第20条 前条第1項第1号に掲げる事由による休職の期間は、引き続き2年をこえない範囲内において必要に応じた期間を定める。ただし、休職の期間が2年を経過した場合において、特別の事由があると認めるときは、1年をこえない範囲内において休職の期間を延長することができる。

- 2 スモン、パーキンソン病、パーキンソン病等の難病による疾患にかかり、前条第1項第1号の規定により休職する場合の前項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは「3年」とする。
- 3 前条第1項第2号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。
- 4 前条第1項第3号及び第4号に掲げる事由による休職の期間は、3年を超えない範囲内において必要に応じた期間を定める。
- 5 前条第1項第5号に掲げる事由による休職の期間は、出向の期間とする。
- 6 前条第1項第6号及び第7号に掲げる事由による休職の期間は、必要に応じた期間とする。

(休職の手続等)

第21条 教職員を休職にする場合には、その旨を記載した書面を交付して行うものとする。

- 2 第19条第1項第1号に掲げる事由による教職員の休職、当該休職の期間の更新及び当該教職員の復職は、本法人の指定する医師の意見を聴取して行うものとする。

(復職)

第22条 休職中の教職員の休職事由が消滅したときは、すみやかに復職させるものとする。

- 2 復職する場合、休職以前と異なる職務に就かせることがある。

(休職の効果)

第23条 休職中は、教職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、休職の期間中、別段の定めがあるもののほか、いかなる給与も支給されない。

第6節 退職

(退職)

第24条 教職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職とし、教職員としての身分を失う。

- (1) 退職を申し出て、本法人から承認されたとき
- (2) 第26条に定める定年による退職の日に達したとき

- (3) 任期を付して雇用された教職員について、任期が満了し、任期の更新がなされなかったとき
- (4) 休職期間が満了し、その休職事由がなお消滅しないとき
- (5) 本法人の役員に就任したとき
- (6) 死亡したとき

(自己都合による退職の手続)

第 25 条 教職員が自己の都合により退職しようとするときは、特段の事情がない限り、月の末日を退職日としなければならない。

- 2 教職員が自己の都合により退職しようとするときは、あらかじめ、退職を予定する日の 30 日前までに文書をもって願い出なければならない。
- 3 前項の定めにより退職を申し出た者は、退職の日まで従前の業務に従事するとともに、必要事項の引継ぎを行わなければならない。

(定年)

第 26 条 教職員の定年は、次の各号に定めるとおりとし、定年による退職の日は、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日とする。

- (1) 教員 満 65 歳
- (2) 職員 満 60 歳

(再雇用)

第 27 条 前条の定年（定年に準ずる退職を含む。）により退職した教職員については、再雇用することができる。

第 7 節 解雇

(解雇)

第 28 条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することができる。

- (1) 勤務成績が不良の場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) その他職務を遂行するために必要な資格又は適格性を欠く場合
- (4) 試用期間中又は試用期間満了時までに教職員として不適格であると認められた場合
- (5) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (6) 第 48 条に定める懲戒事由に該当する場合
- (7) 経営上又は業務上やむを得ない事由による場合

(解雇の予告)

第 29 条 前条の規定による解雇を行う場合には、30 日前に予告をするか、又は労基法第 12 条に定める平均賃金の 30 日分を解雇予告手当として支払う。

- 2 前項の予告の日数は、解雇予告手当を支払った日数だけ短縮することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、予告することなく即時解雇する。

- (1) 試用期間中の者を採用の日から14日以内に解雇するとき
- (2) 解雇につき行政官庁の解雇予告除外認定を受けたとき
- (3) 天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合で、行政官庁の解雇予告除外認定を受けたとき

(解雇制限)

第30条 第28条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前産後の女性が労基法第65条の規定によって休業する期間及びその後30日間

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは適用しない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかった者が、療養開始後3年を経過した日において地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく傷病補償年金を受けているとき又は同日後において傷病補償年金を受けることになったとき
- (2) 天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合で、行政官庁の認定を受けたとき

第8節 退職後の責務

(退職証明書等)

第31条 教職員が、退職又は解雇（解雇予告を含む。）にあたり、退職証明書等の交付を請求した場合は、本法人は遅滞なくこれを交付する。

(貸与物等の返還等)

第32条 退職し又は解雇された者は、身分証明書その他教職員に交付されていた証明書等、及び本法人から貸与された物品を返還しなければならない。

2 退職し又は解雇された者が本法人に対して債務を有する場合には、退職時にそのすべてを弁済しなければならない。

第3章 服務

(職務専念義務及び忠実義務)

第33条 教職員は、公立大学法人の業務の公共性を自覚し、誠実に職務に専念しなければならない。

2 教職員は、忠実に職務を遂行し、本法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(服務心得)

第34条 教職員は、法令、この規則及び本法人の諸規程を遵守し、上司の指揮命令に従ってその職務を遂行しなければならない。

(信用失墜行為等の禁止)

第 35 条 教職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本法人の名誉若しくは信用を傷つけ、又は教職員全体の不名誉となるような行為をすること
- (2) 本法人の秩序及び規律を乱すこと

(守秘義務)

第 36 条 教職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(本法人の教職員の地位)

第 37 条 本法人の教職員は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)

第 38 条 教員は、学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をしてはならない。

(妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントの防止)

第 39 条 教職員は、次の各号に掲げる妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントに関する行為を行ってはならず、これの防止に努めなければならない。

- (1) 妊娠、出産、育児及び介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆すること
- (2) 妊娠、出産、育児及び介護に関する制度や措置の利用を阻害すること
- (3) 妊娠、出産、育児及び介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等を行うこと
- (4) 妊娠及び出産等したことにより、解雇その他不利益な取扱いを示唆すること
- (5) 妊娠及び出産等したことに対する嫌がらせ等を行うこと
- (6) 性的要求に対する服従又は拒否を理由に、就業上、利益又は不利益を与え、又はそれを示唆すること
- (7) 相手が望まないにもかかわらず、性的な言動を行い、又は相手にそれを求めること
- (8) 言動や掲示等により、性的不快の念を抱かせるような環境をつくること
- (9) 固定的な性的役割意識による行動の押しつけや言動を行うこと
- (10) 部下に対して前 9 号の行為が行われている事実を認めながら上司が黙認すること

(兼業)

第 40 条 教職員が兼業を行おうとする場合は、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員兼業規程により許可を得なければならない。

(遅刻、早退及び外出)

第 41 条 教職員が、やむを得ない事由により遅刻又は早退をし、又は勤務時間中にやむを得ない事由により外出するときは、その理由及び時刻を明らかにして上司に申し出てその承認を受けなければならない。

(欠勤)

第 42 条 教職員は、やむを得ない事由により欠勤しようとするときは、その理由及び期間を明らかにして上司に申し出て、その承認を受けなければならない。

2 上司が求めるときは、欠勤の事由を証する書類を提出しなければならない。

(旧姓の使用)

第 43 条 教職員は、所定の手続きを経ることにより、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用することができる。

第 4 章 勤務時間及び休暇等

(勤務時間、休日及び休暇等)

第 44 条 教職員の勤務時間、休日及び休暇等については、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の定めるところによる。

(業務傷病休業等)

第 44 条の 2 教職員が業務上の災害により負傷し若しくは疾病にかかり、療養のため勤務できない場合は、業務傷病休業とする。

2 教職員が通勤上の災害により負傷し若しくは疾病にかかり、療養のため勤務できない場合は、通勤傷病休業とする。

3 第 19 条第 1 項第 1 号に定める休職となったときについては、前 2 号の規定を適用しない。

4 教職員が次の各号に掲げる場合については、前 3 項の規定を準用する。

(1) 本法人の役員から引き続き教職員となった者について、役員としての業務上若しくは通勤上の災害により負傷し若しくは疾病にかかり、療養のため勤務できない場合

(2) 第 16 条の規定による在職出向から復職した者について、当該出向の間の出向先法人における業務上若しくは通勤上の災害により負傷し若しくは疾病にかかり、復職後に療養のため勤務できない場合

(3) 教職員が第 17 条の規定により国、地方公共団体又はその他法人（以下「転籍出向先法人」という。）の役職員となり、その後に本法人の教職員として復帰した者について、当該転籍出向先法人における業務上若しくは通勤上の災害により負傷し若しくは疾病にかかり、復職後に療養のため勤務できない場合

(4) 地方独立行政法人法第 59 条第 2 項の規定又は人事交流等により大阪市職員から引き続き本法人の教職員となった者について、大阪市における公務上若しくは通勤上の災害により負傷し若しくは疾病にかかり、復職後に療養のため勤務できない場合

(育児休業及び介護休業等)

第 45 条 教職員の育児休業及び介護休業等については、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員の育児・介護休業等に関する規程の定めるところによる。

(自己啓発等休業)

第 45 条の 2 教職員の自己啓発等休業については、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員の自己啓発等休業に関する規程の定めるところによる。

第 5 章 研修

(研修)

第 46 条 業務上の必要がある場合には、教職員は研修を受けることができる。

第 6 章 表彰

(表彰)

第 47 条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員表彰規程の定めるところによりこれを表彰する。

- (1) 業務運営上顕著な功績のあったもの
- (2) 教職員として 25 年以上勤続し、その勤務成績が良好な者
- (3) 教職員として 35 年以上勤続し、その勤務成績が良好な者で、前号に該当することとなった日から 10 年を経過しているもの
- (4) 業務運営上有益な発明、考案又は改良をしたもの
- (5) 災害・事故を未然に防止し、又は災害・事故に際して特に功労のあったもの
- (6) 社会的功績により大阪市立大学の名誉、信用を高めたもの
- (7) その他推奨すべき業績又は善行のあったもの

第 7 章 懲戒等

(懲戒の事由)

第 48 条 教職員が次のいずれかに該当するときは、懲戒に処することができる。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤をし、出勤の督促に応じないとき
 - (2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻又は早退するなど勤務を怠ったとき
 - (3) 故意又は重大な過失により本法人に損害を与えたとき
 - (4) 窃盗、横領、傷害等の刑事法上の犯罪に該当する行為があったとき
 - (5) 本法人の名誉又は信用を傷つけたとき
 - (6) 素行不良で本法人の秩序又は風紀を乱したとき
 - (7) 重要な経歴を詐称して雇用されたことが判明したとき
 - (8) その他この規則及び本法人の定める諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき
- 2 管理監督者の指導の怠慢又は管理不行届により、管理監督下にある教職員に前項の懲戒に該当する行為があったときは、当該管理監督者についても懲戒に処することができる。

(懲戒の種類)

第 49 条 懲戒の種類及び程度は次のとおりとする。

- (1) 戒告 その責任を指摘し、将来を戒める。
- (2) 減給 1回の額が平均賃金の1日分の2分の1を超えず、総額が1賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えない範囲で給与を減額する。
- (3) 停職 1日以上1年を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (4) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。

(懲戒の手続)

第50条 懲戒の手続については、(旧)公立大学法人大阪市立大学教職員懲戒規程の定めるところによる。

(訓告等)

第51条 第49条に規定する場合のほか、服務を厳正にし、規律を保持するために必要があるときは、文書又は口頭により、注意、嚴重注意又は訓告を行うことができる。

(損害賠償)

第52条 教職員が故意又は重大な過失によって本法人に損害を与えた場合は、第49条の懲戒処分又は前条の訓告等とは別に、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第8章 給与

(給与)

第53条 教職員の給与については、その者の職種及び職に応じて次の各号に掲げる規程の定めるところによる。

- (1) 別表の職種欄に掲げる職種にあり、かつ、別表の職欄に掲げる職にある職員
公立大学法人大阪管理職員給与規程
- (2) 教員のうち、理事長が個別に定める者
大阪市立大学年俸制教員給与規程
- (3) 前2号に掲げる教職員以外の職員及び教員
公立大学法人大阪教職員給与規程

第9章 退職手当

(退職手当)

第54条 教職員の退職手当については、公立大学法人大阪教職員退職手当規程の定めるところによる。

第10章 安全及び衛生

(安全衛生管理)

第55条 本法人は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他の関係法令に基づき、教職員の安全、衛生及び健康確保のために必要な措置を講じる。

(協力義務)

第 56 条 教職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法及びその他の関係法令のほか、上司の命令に従うとともに、本法人が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。

(健康診断)

第 57 条 教職員は、本法人が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。

- 2 前項の健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、教職員に就業の禁止、勤務時間の制限等当該教職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 教職員は、正当な理由がない場合には、前項の措置を拒んではならない。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、クロスアポイントメント規程第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき雇用される教職員については、同規程第 7 条に定める協定により、別段の取扱いをすることができるものとする。

(就業の禁止)

第 58 条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その就業を禁止することがある。

- (1) 伝染性の疾病にかかった者又はその疑いのある者
 - (2) 労働のため病勢が著しく悪化するおそれのある者
 - (3) 前 2 号に準ずる者
- 2 前項第 1 号の規定により就業を禁止された者には特別休暇を、同項第 2 号及び第 3 号の規定により就業を禁止された者には病気休暇を与える。ただし、長期の休養を必要とする者については、第 19 条第 1 項第 1 号の規定により休職を命じることがある。

(結核による勤務停止)

第 59 条 前条の規定にかかわらず、結核により休養が必要と認めた者については勤務停止を命じることがある。

- 2 勤務停止を命じられた者には病気休暇を与える。ただし、長期の休養を必要とする者については、第 19 条第 1 項第 1 号の規定により休職を命じることがある。
- 3 勤務停止を命じた者の健康状態が勤務に支障のない程度になったと認められるときは勤務停止を解除する。

(その他必要な事項)

第 60 条 この章に定めるもののほか、安全及び衛生に関しその他必要な事項については、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員安全衛生管理規程(主として阿倍野地区事業場に勤務する者(以下、「阿倍野地区勤務者」という。))にあつては、(旧) 公立大学法人大阪市立大学阿倍野地区教職員安全衛生管理規程)の定めるところによる。

第 11 章 旅行等

(旅行)

第 61 条 業務上必要がある場合は、教職員に旅行を命ずることができる。

2 旅行を命じられた教職員が旅行を終えたときには、すみやかに報告しなければならない。

(旅費)

第 62 条 旅費については、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員等及び学外者の旅費に関する規程(阿倍野地区勤務者にあつては、(旧) 公立大学法人大阪市立大学阿倍野地区旅費規程)の定めるところによる。

(教員の勤務場所以外での業務)

第 62 条の 2 教員は、業務上の必要があるときは、勤務場所を離れて業務に従事することができる。

2 教員は、前項の規定により勤務場所を離れて業務に従事する場合は、部局の長に届け出るものとする。

第 1 2 章 災害補償

(業務災害及び通勤災害)

第 63 条 教職員の業務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)及び通勤による災害については、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員災害補償規程の定めるところによる。

第 1 3 章 宿舍

(宿舍)

第 64 条 教職員による宿舍の利用については、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員宿舍規程の定めるところによる。

第 1 4 章 不服申立て

(不服申立て)

第 65 条 この規則の規定による降任、配置転換、休職、解雇及び懲戒に対して不服のある教職員は、理事長に対し、不服申立てをすることができる。

2 前項の不服申立ては、当該事実を知った日の翌日から起算して 60 日以内に、文書により行うものとする。ただし、当該事実のあった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、行うことができない。

附 則

この規則は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 3. 8. 31 規程 246)

この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

別表

職種	事務職員、技術職員、司書
職	<p>事務局長、事務局次長</p> <p>部長、担当部長、事務局次長代理、副理事</p> <p>新大学設置準備室長、次長</p> <p>課長、担当課長及び参事</p> <p>監査室長</p> <p>羽曳野キャンパス事務所長</p> <p>りんくうキャンパス事務所長</p> <p>教育研究支援室長</p> <p>その他管理又は監督の地位にある職員で理事長が定める職</p>